

事 務 連 絡
平成21年4月28日

各港湾管理者部局長 殿

国土交通省港湾局
総務課危機管理室長

新型インフルエンザに係る対策の徹底について

標記に関し、新型インフルエンザウイルスが国内に侵入し、感染が拡大すれば、国民生活に多大な影響を及ぼすおそれが懸念されています。

このため、国民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持することを目的として対策を講じていく必要があります、特に初動においては、ウイルスの国内侵入をできるだけ防ぐための水際対策が重要となります。

政府としては、当面、国際的な連携を密にし、情報収集を更に強化するとともに、国民への情報提供を的確に行うこととしています。また、水際対策を徹底し、国民の安全・安心の確保に万全を尽くすこととしています。

このため、各港湾管理者におかれましても、各港湾に所在する検疫機関を含めた関係機関との連携を密接に図りつつ、事態の状況に応じた適切な対応をお願い致します。

(主な要請事項)

- ・ 検疫機関との緊密な連携
- ・ 船内検疫を行う際の検疫機関への協力
- ・ 発生国からの入国者と非発生国からの入国者の動線の分離
- ・ 濃厚接触者の搬送の準備等に時間を要する場合、準備が整うまでの間、港湾施設内等の適切な場所にて待機させられるよう協力 等

【連絡先】

港湾局総務課危機管理室 担当 針 谷

電話 03-5253-8111 (46284)